

市立保育園児の事故に係る損害賠償請求事件について

平成16年2月23日

保健福祉部

1, 原告 児童とその両親

2, 被告 盛岡市

3, 主 訴

あべたて保育園の行事で、白鳥にエサを与えるため、館坂橋下流の河川敷に園児を連れて行った際の事故であるが、安全管理を怠ったため発生したものであり、盛岡市は原告に対し、慰謝料など金344万3400円を支払えというもの。

4, 事故の経緯等

平成13年2月8日午前10時16分ころ、3名の保育士に引率された3歳から5歳までの保育園児26名が、館坂橋下流に飛来する白鳥にエサを与えるため、河川敷に降り、エサを投げ与えていた際、原告の園児が護岸から川原に落ち、左上腕骨を骨折する事故にあったものである。

平成16年1月28日 今回の提訴となった。

5, 対応

顧問弁護士の田村彰平氏を代理人として取り進める。

保育園は集団の中で保育を行っており、安全管理には充分配慮しているがこの事故は通常とり得る配慮をしてなお予見できなかったものであり、争うこととする。